



佐事研だより

平成 24 年 12 月 3 日 月曜日 第 74 号

佐賀県公立小中学校事務研究会
編集発行人 会長 古川 治

会員各位

日増しに寒さも厳しくなり、本格的な冬の到来が間近に迫ってきているのを感じます。会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。先月まで秋の行事や来年度の予算要求等でお忙しかったことと思いますが、少し落ち着かれたでしょうか。早いもので今年ももう残りわずかです。もうひとふんばりして、よい新年を迎えましょう。

さて、今回の佐事研だよりの内容は下記のとおりです。

- 共通テーマ 「管理職事務長制導入による共同実施について」
(唐津地区／伊万里・西松浦)
- フリーテーマ 「税金の雑学」
(鳥栖・基山)



共通テーマ

「管理職事務長制導入による共同実施について」

- ① 唐津市中部第二学校共同事務室長 岩本徳市 (外町小学校事務長)

ここ数年で佐賀県学校事務職員の流れは大きく変わってきた。組織マネジメントの強化で義務制学校に管理職事務長が配置されたのである。事務長は共同実施の円滑な運営を託されているが、どうやって進めていくべきか。私は、共同実施では皆が集まる機会が限られているため作業というより課題解決に向け課題を共有し、専門能力を高める知識・スキルの習得、改革の推進力を培う人材育成が大きな目的とも考えている。もともとよい資質を持っている室員のこれからの課題は、変化する仕事にどのように取り組むのか、変化のスピードに合わせて自分たちも「変われるか」だ。そのためには常に学ぶ姿勢を保つことが必要となる。毎日同じ仕事を繰り返していると学ぶことよりも、こなすで終わってしまっていることも多いのではないかと。多くの知識を知恵にかえ、活用しなければ、時代のニーズに見合った業務は、できないはずである。本室も比較的経験が浅い室員が多いため OJT の活用は必須であると考えている。本室の運営について少し紹介したい。本室では、「信頼・協力・連携」というキーワード

佐事研 HP(<http://www.saga-ed.jp/workshop/sajiken/>)

ドを基本方針に取り入れて室の運営を行っている。

○「信頼」・・・{信頼される学校事務、学校事務職員、共同実施にしよう}

→専門知識のある、実行力のある、誠実に対応する学校事務職員をめざす

“知は力なり”信頼を勝ち取るためには、まず仕事内容の深い知識があることが必要だし且つ、その業務の法的根拠を意識することを重要視している。そのため本室では少し価格は高いが、教育必携をいつでも読めるように自費購入を勧めている。

○「協力」・・・{協力体制の出来た共同実施にしよう}

→組織として考え行動する学校事務職員をめざす

室員は自分だけでなく連携校のことや共同実施の仲間のことも考え、組織として考え行動することを意識づけている。つまり組織内関係の強化である。

○「連携」・・・{地域、保護者、学校（自校教職員、連携校教職員）と連携しよう}

→積極的にコミュニケーションの取れる学校事務職員をめざす

コミュニケーション能力は、これから学校事務職員にとって必須能力と考える。ニーズの把握のためでもあるが、たわいのない話からも仕事のヒントももらえるし、すばやい情報が受け取れる可能性もある。いわば組織外との交流の活性化である。

本室では、室員による担当業務の遂行、「報・連・相」の奨励、室員の自律的行動・取組などのおかげで組織化が着実に進んできていることに感謝している。

人材は育成すると「人財」になり、放置すると「人罪」になると言われています。管理職として自らも学ぶ姿勢の継続と育成の機会の創出に尽力していきたいと思う。

ただ、事務長は管理職であるが、たまに学校内での立ち位置に悩むこともある。管理職化されてまだ日が浅いため、事務長の立ち位置について各学校、地域によるバラツキがあるみたいだ。今後、県全体で事務長制度の統一的な確立が望まれる。



② 伊万里市東部地区学校運営支援室長 岡本輝澄（東陵中学校事務長）

伊万里市東部地区学校運営支援室は、小学校3校、中学校2校の室員5名で組織され、拠点校は東陵中学校です。室員の経験年数は、今年度新規採用職員1名、採用から3年目の職員1名、あと3名が25年以上であり、中堅の世代がないという構成にバランスを欠く状態です。また、すべての学校が小規模校のため扶養手当等における特殊事例の数も少なく、若手室員の経験の差を少しでも補うことを念頭に運営を心掛けています。しかしながら、今年度当初は支援室会議の中ではなかなか意見も出ず、私だけが話すことも多く、終わった後に「あそこであのように話せば意見を引き出せたかな」と反省することもしばしばです。それでも、月2回の会議を少しでも活気あるものにするため、私自身の失敗談をつかみとして、（失礼ながら）ベテラン室員を巻き込むことで緊張を解きほぐし、若手が事務処理をする上で感じた疑問を率直に尋ね、聞かれた室員は自分の経験からそれに答えるという雰囲気が出てきたように思います。

それでも当支援室だけでは補えないので、市内他地区の学校運営支援室と積極的に支援室会議を合同で開催し、特殊事例への対応を研修する機会を設けています。

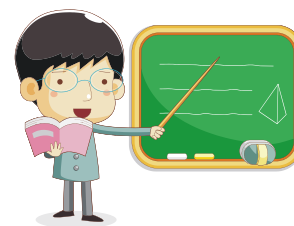
また、伊万里市学校運営支援室で発行する「支援室だより」の広報委員に3年目の室員を派遣し、市内3地区の情勢の把握に努め、委員間の情報交換によって、その時節における事務処理を早めに認知し、その後の支援室会議で自分のものにしてもらえればと思っています。

最後に、伊万里市の共同実施の状況は、各学校でバラツキがあった校納金等の会計事務処理を、市内学校が統一して事務処理ができるよう、また教員の事務負担の軽減を図るために、知北事務長（国見中学校）を主宰者として白石町や佐賀市を参考にしながら、「伊万里市学校会計事務処理マニュアル」を作成しました。教育委員会並びに伊万里市校長会の承諾を経て、次年度からの実施を計画しています。

余談ですが、伊万里市学校運営支援室のホームページの中に、知北事務長のブログ「事務長のボヤキ」が掲載されていますのでご覧いただくと幸いです。



フリーテーマ



税金の雑学

今年も年末調整の時期がやってきましたね。

年に一回のものですが（だからこそ？）、スムーズにはいかないのでしょうか…

さて、そんな身近な税金ですが、こういった場合の税金、ご存知でしたか？

① 宝くじの税金

宝くじは、所得税を課さないことになっています。

なぜ宝くじの当選金は非課税なのか？というと、例えばジャンボ宝くじの場合、約40%（1枚300円のジャンボ宝くじの約120円分）は収益金として発売元の各自治体の収益となっていますので、宝くじが当たろうと、外れようと、宝くじを購入した時点ですでに税金を払っていると同じようなことなので、非課税となるのです。

※懸賞、クイズ番組の賞品や賞金、福引の当選金、競馬や競輪の払戻金などは一時所得として課税の対象となります。

② ビールの税金

ビールは、1ℓ当たり 220 円の税金がかかっています。

ということは…お店でいう生中ジョッキでは 100 円程が税金ということになりますね。

発泡酒はというと、ビールの 6 割ほどの 1ℓ当り 134 円程です。

清酒・焼酎は 1ℓ当たり 200 円なので、ビールの税金のほうが高いんですね。

③ 入湯税

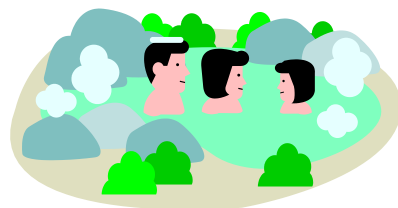
温泉に入る際には、入湯客に課される税金があります。

日帰り、宿泊を問わず入湯客 1 人につき 1 日、150 円を標準とするものだそうです。

日帰りの場合は明記されていることも多いのですが、宿泊となるととられているという感覚は鈍くなりますよね…

何個かあげてみましたが、この他にも知らず知らずのうちに払っている税金があるのではないのでしょうか？

ちょっと調べてみるのもいいかもしれませんよ。



編集後記

お忙しい中に記事をお寄せくださった事務長の皆様ありがとうございました。今後とも佐事研だよりは会員の皆様に良い情報をお伝えしていきたいと思っていますので、ご意見やご要望がありましたら、各地区の調査広報部員までお知らせください。

(唐津地区／伊万里・西松浦 調査広報部員)